



冬にできる鳥獣被害対策！

有害鳥獣が集落に出没していませんか？
心当たりがあれば、今後の被害に備え集落で対策を取りましょう。

無意識の餌付けは被害の原因

集落内には、獣に①「食べられたくないもの」と②「食べられても気にならないもの」があります。

①は、農産物や家庭菜園など自分にとって価値があるもの。

②は、捨てた収穫物残渣や、生ゴミ、放任果樹など価値のないものです。

特に②は、放置しておきがちですが、これは集落で有害鳥獣を育てているのと同じではありません。餌のない**冬場に飢えさせる**ことも、害獣を増やさず被害を防ぐポイントです。これからの被害を防ぐために対策を考えましょう。

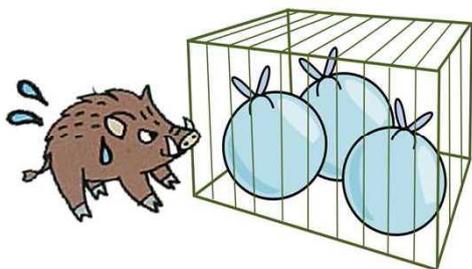
人ごとにせず話し合ってみんなで対策！

集落ぐるみで取り組むことが重要です。寄り合いの時は、鳥獣被害を報告し合い、みんなで対策を考えましょう。

1. ゴミ捨て場を餌場にしない！

2. 食べないカキやクリは伐採！

3. 見かけたら必ず追い払う！



その他にも

- ・ お墓のお供え物は持ち帰る！
- ・ 収穫物残渣は、深く埋める注1)などして処理する！
- ・ 収穫後の水田を耕起してヒコバエ、青草をすき込む！注2)

注1) 浅いと掘り起こされることがあります。

注2) 一度入ると翌年も入ります。

狩猟免許を取って捕獲しませんか？

被害が減らない場合、捕獲をおこない数を減らすことも大切です。大分県では、狩猟に興味を持つ方への「狩猟の体験談セミナー」や狩猟免許の新規取得・更新にかかる手数料の免除、免許取得初心者に対する技術向上のための各種研修などの取組を行っています。詳細は、下記森林管理班までお問い合わせください。